

## よく考えて！新成人 ～契約等トラブルの事例と対処法～

日時 令和5年12月9日(土) 10時～11時30分

場所 くまもと県民交流館パレア9階 会議室2

### 講師紹介

#### 原 彰宏 先生

昭和47年長崎県出身。熊本大学法学部法律学科卒業後、同大学院法学研究科修士課程修了。現在、熊本県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

主な取扱い業務は消費者被害、投資被害、借金問題、訪問販売被害、保証人問題、刑事事件等を取り扱われておられます。趣味は絵画鑑賞。



原 彰宏 先生

### 講義内容

成年年齢の引き下げによって成年になるとできること、変わるものと変わらないもの、一人で契約する際に注意すること、消費者トラブルの状況や具体的相談事例と、対処方法などを講義していただきました。

### 現状

民法が改正され、2022年(令和4年)4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から親の同意なしに契約をすることができる。例えば、一人で携帯電話を購入する、クレジットカードを作る、ローンを組むなどの契約ができるようになる。

### 消費者トラブル

#### 事例1

広告に興味を持ち、体験のため脱毛エステ店に出向いたが、使い放題プランを勧められ分割払いで契約。支払いが大変なので解約したい。

#### 考えられる法的救済

クーリングオフ、中途解約、消費者契約法に基づく解約。

#### 事例2

簡単に稼げるという副業の広告をみつけて登録したところ、高額なサポート契約を勧誘された。

#### 考えられる法的救済

消費者契約法による取消、詐欺取消、錯誤取消。

### 被害にあわないための注意点

1. 安さ、気軽さやメリットを強調した広告。
2. 契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘。

### 被害にあった時には！

1. 契約後にクーリングオフや取消ができる場合がある。
2. 早めに、消費生活センターへ相談。

## 相談窓口

1. 消費者ホットライン  
188 へ電話
2. 法テラス(0570-078374)
3. 熊本県弁護士会法律相談センター  
(096-325-0009)

### 受講の感想

18歳といえばまだまだ未熟で、悪い業者や個人に騙されやすいと思います。世界的には18歳成年が趨勢ですが、日本の教育が整っていない中で、時期尚早と言えるのではないのでしょうか。ただ決まった以上、若人が被害にあわないためには、被害防止の講義の場を積極的に増やして行き、それと合わせ、家族、親が知識を深め、子供に教育するのも大切です。また起こってしまった時の対処法も身に付けておくべきだと思います。